

資金分配団体公募受付システムDB

1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■申請団体が申請に際して確認する事項

- | | |
|----------------------|--------------------|
| (1)欠格事由について | 欠格事由について確認しました |
| (2)公正な事業実施について | 公正な事業実施について確認しました |
| (3)規程類の後日提出について | 規程類の後日提出について確認しました |
| (4)情報公開について（情報公開同意書） | 情報公開について確認しました |

■申請団体に関する記載

申請団体の名称

NPO法人 Kids Future Passport(24通1)

団体代表者 役職・氏名

代表理事 今井 了介

法人番号

申請団体の住所

〒812-0044 福岡県福岡市博多区千代1-20-31 福岡県
千代合同庁舎6階 オフィス4

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

1.助成申請情報欄の内容につき、誓約します

2.連絡先情報

担当者 部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

誓約する団体の名称	誓約する団体の代表者氏名	誓約する団体の役割

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際
なお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配 団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締
- 2 .本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変 更があった場合は申請を取り下げます。
- 3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

- (1)欠格事由について
- (2)公正な事業実施について
- (3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）
- (4)情報公開について（情報公開同意書）

４．コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

----- 4.事業情報の登録・事業関連書類の提出 -----

事業名

こどもごちめし

複数選択

ソーシャルビジネス形成支援事業

休眠預金活用事業 事業計画書 【2024年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報					
申請団体					
資金分配団体					
資金分配団体	事業名（主）	こどもごちめし			
	事業名（副）				
	団体名	NPO法人 Kids Future Passport	コンソーシアムの有無	なし	
事業の種類1		②ソーシャルビジネス形成支援事業			
事業の種類2					
事業の種類3					
事業の種類4					

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野		
○	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動	
	○ ① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援	
	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援	
	③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援	
	⑨ その他	
	(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動	
	④ 働くことが困難な人への支援	
	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援	
	⑥ 女性の経済的自立への支援	
	⑨ その他	
	(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動	
	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援	
	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援	
	⑨ その他	
	その他の解決すべき社会の課題	

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
1.貧困をなくそう	1.2 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる。	こどもごちめしは地域の飲食店をこども食堂化し、こどもの居場所とまちの未来を育むサービスです。経済的に困窮している家庭の子どもたちに無料の食事を提供することで、栄養状態の改善と経済的負担の軽減を図っています。これにより、貧困状態にある子どもの割合を減少させることに寄与し、持続可能な地域社会の形成を支援しています。

1. 団体の社会的役割

(1)団体の目的	156/200字
地域の飲食店を活用して、経済的に困窮している子どもたちに栄養バランスの取れた食事を提供することです。この活動を通じて、子どもたちの健康と福祉を向上させ、地域社会全体で子どもたちを支援する環境を構築することを目指しています。さらに、食事提供だけでなく、子どもたちの安心できる居場所を提供することも目的としています。	
(2)団体の概要・活動・業務	199/200字
こどもごちめしは、地域の飲食店をこども食堂として活用し、経済的に困窮している子どもたちに無料の食事を提供する団体です。活動内容には、地域の商店街や飲食店との連携、寄付金の募集と管理、イベントの開催、自治体との連携などがあります。さらに、子どもたちが安心して過ごせる居場所を提供し、地域社会全体で子どもたちを支援する環境作りを推進しています。これにより、子どもたちの健康と福祉の向上を目指しています。	

II.事業概要					国外活動の有無		—	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です	
実施時期	(開始)	2024/10/1	(終了)	2027/9/30	対象地域	全国		本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。		なし
直接的対象グループ	中学生以下の子どもがいる家庭					(人数)				
最終受益者	「こどもごちめし」の最終受益者は、サービスを利用する中学生以下の子どもがいる家庭です。また、中間受益者としては、地域の飲食店が含まれます。子どもたちに食事を提供する過程で、金銭的な利益を享受しています。					(人数)				
事業概要	こどもごちめしの事業は、次の要素で成り立っています。まず、企業や個人からの寄付金を募り、それをもとに飲食店で子どもたちに食事を提供する仕組みを構築しています。寄付者が定期的に活動報告を受け取ることで、透明性を確保し、支援の継続を促します。また、飲食店はこどもごちめしのパートナーとして登録され、寄付金でまかなわれた食事代を受け取ることで、営業利益の一部を確保することができます。 このように、寄付金を活用した収益構造により、飲食店も経済的に恩恵を受けることができるため、持続可能なビジネスモデルが形成されています。さらに、こどもごちめしは地域の協力を得ることで、社会的な認知度を高め、新たなサポーターやパートナーを獲得することができます。これにより、寄付金の安定的な確保が可能となり、長期的な支援体制を築くことができます。 持続可能性を強化するために、地域社会全体での支援体制を強化します。地域の商店街などとの連携を通じて、イベントやキャンペーンを展開し、寄付金の増加を図るとともに、地域の子どもたちに対する関心を高める活動を行っています。これにより、地域全体で子どもたちを支える仕組みが構築されます。 こどもごちめしは、社会課題の解決と事業の収益性を同時に追求するソーシャルビジネスとして、持続可能な運営体制と地域社会の連携を強化しながら、子どもたちに栄養豊富な食事を提供する取り組みを行っています。									
605/600字										

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	660/1000字
日本社会が抱える深刻な子どもの貧困問題に焦点を当てています。厚生労働省の調査によれば、日本の子どもの約7人に1人が相対的貧困状態にあります。特に、ひとり親家庭においてはその割合が48%以上に達しており、「隠れ貧困」と呼ばれる、見た目では分かりにくい貧困層も多いです。このような家庭は、経済的な理由で十分な食事を子どもに提供できない状況が続いています。 そのようや子どもの支援のために子ども食堂があります。子ども食堂は地域で子どもたちに無料または低価格で食事を提供する場所です。しかし、これらの食堂は多くがボランティアによって運営されており、資金不足や人手不足が継続的な運営の障壁となっています。毎日の食事を提供するには、安定した資金と持続可能な運営体制が不可欠です。 こどもごちめしは、地域の飲食店を活用し、持続可能な子ども食堂のモデルを提供しています。この仕組みでは、飲食店がこども食堂として機能し、中学生以下の子どもたちは好きな店で食事を取ることができます。その食事代は企業や個人の寄付によって賄われ、家庭や子どもたちは周りの目を気にすることなくサービスを利用できます。 こどもごちめしは、全国の子ども食堂と連携し、より広範囲にわたる支援を目指しています。相対的貧困に苦しむ子どもたちが200万人以上いる現状に対して、地域社会全体で支援の輪を広げ、子どもたちの生活環境を改善していくことが求められています。ふるさと納税や補助金などを活用し、地域全体で持続可能な子ども食堂の運営を支える取り組みを推進しています。	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	197/200字
子ども食堂に関する行政の取り組みは、子どもたちに栄養豊富な食事を提供し、居場所を提供する重要な役割を担っています。しかし、現状では持続的な運営資金の確保が課題です。多くの子ども食堂はボランティアや寄付に依存しており、安定した財源確保が難しい状況です。また、子ども食堂の存在を知らない家庭も多く、利用者の拡大には情報提供の強化が必要です。行政はこれらの課題に対し、さらなる支援が求められています。	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	192/200字
財源問題を解決するため、企業や個人からの寄付金や企業協賛を積極的に募っています。また、定期的なキャンペーンやイベントを通じて広報活動を強化し、地域全体での支援を促進しています。さらに、こどもごちめしアプリを活用し、利用者が簡単にサービスを利用できるようにしています。これにより、子どもたちが継続的に栄養豊富な食事を受けられるよう支援し、子ども食堂の持続可能な運営をサポートしています。	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	355/200字
休眠預金等交付金が必要な理由は、安定した資金供給の確保にあります。寄付金は重要な財源ですが、その額や継続性には不確実性があります。一方、休眠預金等交付金は安定的かつ継続的に利用できる資金源であり、計画的な事業運営を可能にします。これにより、経済的に困窮している家庭の子どもたちに対する食事提供が途切れることなく継続され、地域社会全体での子ども支援の強化が実現します。	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
地域の商店街などが持続可能な子ども支援体制を確立し、地域全体で子どもたちを支える文化が根付いた社会となることを目指しています。地元の企業や住民が積極的に協力し、子ども食堂や学習支援などが安定的に運営されることで、経済的な理由で食事や学びの機会を失う子どもがなくなります。さらに、地域コミュニティが強化され、大人と子どもがともに成長し、支え合う環境が整います。全ての子どもたちが健全に育ち、将来の夢を実現できる社会が実現されることを期待しています。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
子ども食堂の開催数増加により、地域の子どもたちが安定した食事と学びの場を得て、健全に成長し、地域全体で子どもたちを支える持続可能な社会の実現。		子ども食堂の開催数 寄付金・協賛金の額 子どもや保護者からの声		地域の商店街などごとに調査必要			地域の商店街などごとに調査必要

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
地域の商店街などが地域のボランティアネットワークを強化し、持続的にどもの貧困を支援する活動を展開する仕組みが確立される。		子ども支援活動の実施回数 ボランティア数		地域の商店街などごとに調査必要			地域の商店街などごとに調査必要
地域の商店街などが教育機関や民間団体との連携を強化し、子どもの貧困を持続的に解決するための包括的な支援ネットワークが構築される。		連携協定の数		地域の商店街などごとに調査必要			地域の商店街などごとに調査必要

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
地域の商店街などがこどもごちめし利用可能店を増設し、運営支援を強化します。これにより、子どもたちが安定して栄養豊富な食事を受けられるようになり、短期間で食事不足による健康問題が改善されます。結果として、子どもたちの体調が向上し、健全な成長が促進されます。	2027年9月	127/200字
地域の商店街などが地域のボランティアネットワークと寄付キャンペーンを強化し、子どもたちへの直接支援活動を推進します。これにより、地域住民の参加と寄付が増加し、子どもたちに対するサポート体制が強化されます。短期間で、地域の連携が深まり、子どもたちが安心して過ごせる環境が整います。	2027年9月	139/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	時期	
組織基盤強化：貧困家庭を地域全体で支援するというビジョン・ミッションの確立、人材の育成、資金調達方法の確立、ガバナンスの整備、評価実施の支援。	2027年9月	71/200字
環境整備：共感する住民や団体のネットワーク構築、活動の成果や意義に関する情報発信、公的施策の提言活動、民間資金の新規調達の取り組み。	2027年9月	66/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	実施内容：事業内容と成果を伝える広報活動 ターゲット：地域住民、企業、行政機関、NPO 手段：公式ウェブサイト、SNS、ニュースレター、地域イベント、プレスリリース、報告書 期待される効果：事業への認知度と理解が深まり、支援者やパートナーが増加し、地域全体での協力体制が強化されます。	142/200字
連携・対話戦略	●他セクター・団体・企業参画 戦略：共通のビジョンを共有し、連携を強化。 手段：定期的な会議やワークショップを開催。 ●多様なステークホルダーとの対話 戦略：意見交換の場を設け、ニーズを反映。 手段：フォーラムやオンラインディスカッション。 ●JANPIA、実行団体との連携 体制：専任担当を設置し、定期的なコミュニケーション。 計画：定期的な評価報告により共通の目標設定と進捗確認を実施。	195/200字

VI.出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	① 資金調達環境の整備：民間企業や金融機関との連携を強化し、パートナーシップを構築する。具体策として、寄付キャンペーンやスポンサーシップ契約を展開し、定期的な資金調達イベントを開催する。 ② 事業・組織の自走化：仕組み自体は既に自走化されており、①の資金調達環境の整備が整えば問題なく運営が可能。 ③ 持続的解決の仕組み構築：地域のステークホルダーと協力し、課題解決のためのネットワークを強化。教育プログラムやワークショップを通じて、コミュニティの自立を促進する。地域全体に貧困世帯の支援という文化を根付かせる。 ④ 公的施策としての制度化：政策提言を行い、事業の成功事例を基に制度化を目指す。地域のニーズに基づく具体的な提案を行い、行政との連携を深める。 これらの戦略により、「こどもごちめし」は持続可能な形で運営を続け、地域社会の課題を解決し続けることを目指します。	389/400字
実行団体	① 民間公益活動の担い手育成：リーダーシップ研修やネットワーキングイベントを通じて、地域のリーダーを育成。 ② 資金調達環境の整備：民間企業や金融機関と連携し、資金調達イベントやスポンサーシッププログラムを実施。 ③ 事業・組織の自走化：地域の活動だけでも寄付金が集められるようノウハウの提供。 ④ 持続的解決の仕組み構築：地域ネットワークの強化と課題解決プラットフォームの提供。 ⑤ 公的施策の制度化：成功事例を基に政策提言を行い、行政との協力体制を構築。 これらの戦略により、実行団体が休眠預金に依存せずに自立した運営を目指すことを支援します。	274/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	521/800字
●佐世保まちの学食 コロナ禍で困窮する学生の支援と地域の飲食店を同時に支援する仕組み。（2020年6月開始） 【実績】 ・提供食数 2,806食（～2021年6月21日） ・寄付額 305万4,370円（～2021年3月末） 2021年「第1回しんくみブランド表彰*」大賞 *相互扶助を基本理念とする信用組合の存在意義を広くPRするため、全国信用組合中央協会が創設した賞 ●『こどもごちめし』クラウドファンディング、月間CAMPFIREクラウドファンディングアワード 2024年2月受賞！ 「こどもごちめし」を運営するNPO法人Kids Future Passport（キッズ・フューチャー・パスポート / 代表理事：今井了介）は、子どもの貧困を解決するため全国で急増する”子ども食堂”の課題解決を行うため、子どもたちの食事代と、体験学習を兼ね備えた「子ども食堂イベント」の開催支援を目的としたクラウドファンディングを実施。「月間クラウドファンディングアワード 2023」の想いとお金がめぐった賞を受賞。 https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000019.000124773.html	

(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	349/800字
●福岡市親不孝通り商店街 福岡親不孝通り商店会店舗をこども食堂化 (2019年7月開始) ●伏見こども京育食堂 伏見こども京育食堂の今年3月の利用実績の紹介です。 全体で368人のお子さまに計1472食をお届けし、伏見の商店街に118万円弱の売上げをもたらしました。 この事例の場合は「全てのお子さま」に提供を実施しているため、本事業の対象者である要支援家庭に絞ると、その対象者数はこの5分の1程度に減少することが考えられますが、その分一月の提供食事数が増加するだろうことを想定すると、概ね10店舗確保でき、対象者が80人ほどいる地域であれば、毎月のご提供は800食、80万ほどであると思われます。長期の休み期間も考えると、一団体あたり、1000万円分の食事提供は十分可能では無いかと考えます。	

VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	10団体	
(2)実行団体のイメージ	実行団体として想定しているのは、地域の商店街などです。地域の商店街などが、地域の飲食店を巻き込み、子どもたちに安全で栄養のある食事を提供します。地域の商店街などは、地域の飲食店と協力し、子どもたちが利用しやすい環境を整えることを目指しています。地域の商店街などが主導の下で、地域全体が一丸となって子ども支援に取り組む体制を構築します。	167/200字
(3)1実行団体当り助成金額	各実行団体には、1団体あたり1000万円の助成金を予定しています。この助成金は、子どもたちに提供する食事の費用、運営にかかる諸経費として利用されます。各団体の具体的なニーズに応じて助成金額に若干の差異が生じることがありますが、その場合の詳細な金額や理由は個別に説明します。	136/200字
(4)案件発掘の工夫	実行団体候補の発掘には、以下の取り組みを行っています。地域の商店街などが中心となり、地域の教育機関、福祉団体、および地域のネットワークを活用して、積極的に子ども支援に取り組む飲食店の推薦を受け付けます。また、地域のイベントやセミナーでの情報提供や説明会を開催し、広く一般からの応募を募ります。さらに、過去の支援実績を持つ団体とのネットワークを活用し、推薦を受ける形で実行団体候補を探し出します。	197/200字

IX.事業実施体制

(1)事業実施体制、メンバー構成と各メンバーの役割	マーケティング：1名 実行団体の獲得活動全般 運用：1名 実行団体への説明・補助					45/200字	
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定	人数		内 訳		他事業との兼務		左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載
※資金分配団体用	2	名	新規採用人数 (予定も含む)	2名	予定なし(左記メンバーは全員 本事業専従予定)		
			既存PO人数		名	予定なし(左記メンバーは全員 本事業専従予定)	
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	内部監査チームを設置し、定期的に業務監査を行い不正行為や利益相反の有無を確認。コンプライアンス委員会を設立し、遵守状況を監督し迅速に対応。利益相反の管理ポリシーを導入し、利害関係の開示と報告を義務化。匿名ホットラインを設置し、不正行為の早期発見を目指します。					129/200字	
(4)コンソーシアム利用有無	なし						

申請団体		資金分配団体	
事業期間		2024/10/01 ~ 2027/09/30	
資金分配団体	事業名	こどもごちめし	
	団体名	NPO法人 Kids Future Passport	

	助成金
事業費	116,484,000
実行団体への助成	100,000,000
管理的経費	16,484,000
プログラムオフィサー関連経費	17,400,000
評価関連経費	8,000,000
資金分配団体用	5,000,000
実行団体用	3,000,000
合計	141,884,000

1. 事業費 [円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
事業費 (A)	11,648,400	34,945,200	46,593,600	23,296,800	116,484,000
実行団体への助成	10,000,000	30,000,000	40,000,000	20,000,000	100,000,000
－					
管理的経費	1,648,400	4,945,200	6,593,600	3,296,800	16,484,000

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	2,700,000	5,700,000	6,000,000	3,000,000	17,400,000
プログラム・オフィサー人件費等	2,400,000	4,800,000	4,800,000	2,400,000	14,400,000
その他経費	300,000	900,000	1,200,000	600,000	3,000,000

3. 評価関連経費 [円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
評価関連経費 (C)	1,100,000	2,300,000	2,900,000	1,700,000	8,000,000
資金分配団体用	800,000	1,400,000	1,700,000	1,100,000	5,000,000
実行団体用	300,000	900,000	1,200,000	600,000	3,000,000

4. 合計 [円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
助成金計(A+B+C)	15,448,400	42,945,200	55,493,600	27,996,800	141,884,000

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	35,100,000	76.8%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

年度	予定額[円]	調達方法	調達確度	説明（調達元、使途等）
2024年度	850,000	寄付金	D:計画段階	一般人からの寄付金
2024年度	5,000,000	協賛金	D:計画段階	企業からの協賛金
2025年度	1,700,000	寄付金	D:計画段階	一般人からの寄付金
2025年度	10,000,000	協賛金	D:計画段階	企業からの協賛金
2026年度	1,700,000	寄付金	D:計画段階	一般人からの寄付金
2026年度	10,000,000	協賛金	D:計画段階	企業からの協賛金
2027年度	850,000	寄付金	D:計画段階	一般人からの寄付金
2027年度	5,000,000	協賛金	D:計画段階	企業からの協賛金

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	NPO法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名		Kids Future Passport	
郵便番号		812-0044	
都道府県		福岡県	
市区町村		福岡市博多区	
番地等		千代1-20-31	
電話番号		092-600-2460	
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://kids-future-passport.org/	
	その他のWEBサイト (SNS等)		
設立年月日		2023/06/02	
法人格取得年月日		2023/06/02	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	イマイ リョウスイケ
	氏名	今井 了介
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	4
理事・取締役数 [人]	3
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	0
常勤職員・従業員数 [人]	0
有給 [人]	0
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	0
有給 [人]	0
無給 [人]	0
事務局体制の備考	業務委託

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体会員 正会員 [団体数]	0
団体会員 其他会員 [団体数]	0
個人会員・ボランティア数	10
ボランティア人数(前年度実績) [人]	0
個人正会員 [人]	10
個人其他会員 [人]	0

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数 [件]	
申請前年度の助成総額 [円]	
助成した事業の実績内容	

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	なし
助成を受けた事業の実績内容	

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

[illegible]

役員名簿

- 記載例（番号1～3）は削除のうえ番号1より入力してください。
- 名簿には登録簿上の「役員に関する事項」に記載されている方すべてを入力してください。NPO法人の場合は、代表理事、理事、監事をすべて記載してください。
- 氏名欄に記入する氏名は戸籍上の氏名で入力してください。
- 備考欄には他の団体等との兼職関係（兼職先名称、兼職先での役割等）を記載してください。
- 提出の際はPDF等に交換せずExcel形式のまま提出してください。要件を満たしていない場合は、再提出を求める場合があります。

「各欄の人力万法と注意点」

- ・入力確認欄に「check!」が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。
- ・役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。
- ・氏名カナ欄は「半角」で入力、姓と名の間も半角で1マス空けてください。
- ・氏名漢字欄は「全角」で入力、姓と名の間も全角で1マス空けてください。
- ・外国人の場合は、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読み、氏名漢字欄にはアルファベット（全角）を入力してください。
- ・生年月日欄は、大正は T、昭和は S、平成は H を半角で入力し、年欄は数字 2 桁半角としてください。なお、明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までとなります。
- ・性別欄には「半角」で男性は M、女性は F で入力してください。

必	任
---	---

[illegible]

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	こどもごちめし
団体名:	NPO法人Kids Future Passport
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。 ない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)

◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。 <https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html>
◎申請時までには整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。

記入完了	記入完了	記入完了
------	------	------

規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第23条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第24条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第23条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第24条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第22条	
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第27条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第29条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で 行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に 関する除外規定は必須としなすこととします。		公募申請時に提出	定款	第28条	
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事 の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第13条	
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、 理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第13条	
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	定款	第32条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第33条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第32条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第33条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第31条	
(6)決議 (過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第35条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第37条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で 行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第36条	
● 理事の職務権					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分 担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款	第14条	
● 監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出して ください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第14条	
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程					
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報 酬等並びに費用に関 する規程	公募申請時に提出	定款	第18条	
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	定款	第18条	

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 法令遵守（暴力団、反社会的勢力の排除）		内定後1週間以内に提出		
(3) 私的利益追求の禁止		内定後1週間以内に提出		
(4) 利益相反等の防止及び開示		内定後1週間以内に提出		
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(6) ハラスメントの防止		内定後1週間以内に提出		
(7) 情報開示及び説明責任		内定後1週間以内に提出		
(8) 個人情報の保護		内定後1週間以内に提出		
● 利益相反防止に関する規程				
(1)－1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	内定後1週間以内に提出		
(1)－2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	内定後1週間以内に提出		
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	内定後1週間以内に提出		
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		内定後1週間以内に提出		
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	内定後1週間以内に提出		
(2)職制		内定後1週間以内に提出		
(3)職責		内定後1週間以内に提出		
(4)事務処理(決裁)		内定後1週間以内に提出		
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	内定後1週間以内に提出		
(2)給与の計算方法・支払方法		内定後1週間以内に提出		
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)文書の整理、保管		内定後1週間以内に提出		
(3)保存期間		内定後1週間以内に提出		
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	内定後1週間以内に提出		
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)緊急事態の範囲		内定後1週間以内に提出		
(3)緊急事態の対応の方針		内定後1週間以内に提出		
(4)緊急事態対応の手順		内定後1週間以内に提出		
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	公募申請時に提出	定款	第39条、第42条
(2)会計処理の原則		公募申請時に提出	定款	第41条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		内定後1週間以内に提出		
(4)勘定科目及び帳簿		内定後1週間以内に提出		
(5)金銭の出納保管		内定後1週間以内に提出		
(6)収支予算		公募申請時に提出	定款	第43条、第44条、第45条

(7)決算		公募申請時に提出	定款	第46条
-------	--	----------	----	------

NPO 法人 Kids Future Passport 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO 法人 Kids Future Passport という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡県福岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、貧困などさまざまな理由により、孤食や食事を食べられない、あるいはイベント・教育機会に触れることができない子どもに対して、飲食店や教育機関・各種団体・企業等を通じ、食事及び教育等を含んだ体験型イベントを提供することで、貧困の連鎖を絶ち、子どもの健全な成長を促進し、子どもが将来に夢を持てる社会を実現することを目的とする。また、この活動を通じて、地域の飲食店・こども食堂や体験型イベントを提供する様々な団体・教育機関等が地域において、永続的に継続できる仕組み作りを同時に行う。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 地域安全活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① こども向けサービス（飲食支援・体験支援・学習支援等）の開催事業
- ② こども向けサービス（飲食支援・体験支援・学習支援等）の開催に関する企業・団体・個人等との協働事業
- ③ こども向けサービス（飲食支援・体験支援・学習支援等）の支援に関する企業・団体・個人等との協働事業
- ④ 子ども向け教育の企画・立案・運営、及びそれらに関するコンサルティング事業
- ⑤ 子ども向け体験型イベントの企画・立案・運営、及びそれらに関するコンサルティング事業
- ⑥ 地域コミュニティの構築及び支援事業
- ⑦ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して積極的に運営に参画する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して援助を行う個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納し、催告を受けてもなお納入しないとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を代表理事とし、必要に応じ2人以内の副代表理事を置くことができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、理事会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に参加し、表決することができる。
- 4 前 2 項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 1 人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録を作成した者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (3) 入会金及び会費の額
- (4) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5) 事務局の組織及び運営
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

- 3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に参加し、表決することができる。
- 4 前2項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、電磁的方法又はオンライン会議システムによる表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 3 月 1 日に始まり翌年 2 月末日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散時の総会において出席した正会員の過半数をもって決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 N P O 法人ポータルサイト（法人情報入力欄）に掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	今井 了介
理事	今井 芳博
同	柴田 健二
監事	深野 朋一

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 7 年 2 月末日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 6 年 2 月末日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)	入会金	正会員（個人）	0 円	賛助会員（個人）	0 円
		（団体）	0 円	賛助会員（団体）	0 円
(2)	年会費	正会員（個人）	10,000 円	賛助会員（個人）	10,000 円（1 口以上）
		正会員（団体）	10,000 円	賛助会員（団体）	1 口 10,000 円（1 口以上）

7 この法人の設立時の主たる事務所は、福岡市博多区千代一丁目 2 0 番 3 1 号に置く。

履歴事項全部証明書

福岡市博多区千代一丁目20番31号

NPO法人Kids Future Passport

会社法人等番号	2900-05-019061
名 称	NPO法人Kids Future Passport
主たる事務所	福岡市博多区千代一丁目20番31号
法人成立の年月日	令和5年6月2日
目的等	目的及び業務 この法人は、貧困などさまざまな理由により、孤食や食事を食べられない、あるいはイベント・教育機会に触れることができない子どもに対して、飲食店や教育機関・各種団体・企業等を通じ、食事及び教育等を含んだ体験型イベントを提供することで、貧困の連鎖を絶ち、子どもの健全な成長を促進し、子どもが将来に夢を持てる社会を実現することを目的とする。また、この活動を通じて、地域の飲食店・こども食堂や体験型イベントを提供する様々な団体・教育機関等が地域において、永続的に継続できる仕組み作りを同時に行う。 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 - まちづくりの推進を図る活動 - 地域安全活動 - 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 - 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 - 子どもの健全育成を図る活動 - 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 - 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。 - 特定非営利活動に係る事業 - こども向けサービス（飲食支援・体験支援・学習支援等）の開催事業 - こども向けサービス（飲食支援・体験支援・学習支援等）の開催に関する企業・団体・個人等との協働事業 - こども向けサービス（飲食支援・体験支援・学習支援等）の支援に関する企業・団体・個人等との協働事業 - 子ども向け教育の企画・立案・運営、及びそれらに関するコンサルティング事業 - 子ども向け体験型イベントの企画・立案・運営、及びそれらに関するコンサルティング事業 - 地域コミュニティの構築及び支援事業 - その他この法人の目的を達成するために必要な事業
役員に関する事項	理事 今 井 了 介
登記記録に関する事項	設立 令和 5年 6月 2日登記

福岡市博多区千代一丁目20番31号
NPO法人Kids Future Passport



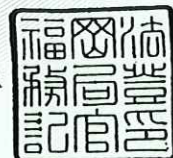
COPY

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

令和 6年 5月13日

福岡法務局
登記官

永 田 敦 子



整理番号 ア343120

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

2/2

令和 5 年度 事業報告書

令和 5 年 6 月 2 日から 令和 6 年 2 月 29 日まで

NPO 法人 Kids Future Passport

1 事業の成果

■ 「2023 年度グッドデザイン賞」を受賞

2023 年 10 月 5 日、飲食店を起点にこどもの居場所をつくり、まちの未来を育むこども食堂事業「こどもごちめし」が 2023 年度グッドデザイン賞を受賞。

■ 『Awaji Well-being ビジネスコンテスト 2023』こころ部門で 優秀賞を受賞

2023 年 11 月 7 日、「こころ」部門にて「食を通じて人・地域・飲食店を応援する」をテーマにプレゼンテーションを行い、優秀賞を受賞。

■ 名古屋市と「子どもの貧困対策に関する協定」を締結

2023 年 11 月 25 日、貧困の状況にある子どもに十分な食事機会を提供し、すべての子どもたちの健やかな育ちに資することを目的に協定が締結され、本取り組みの開始にあたり協定式・記念イベントを実施。「こどもごちめし」を通じて貧困の状況にある子どもに、十分な食事機会がいきわたる環境整備が推進されることで、すべての子どもたちの健やかな育ちに資することを目的とした協定であり、大須商店街の特設サイトより、寄付も可能。

名古屋市での「こどもごちめし」展開の広報支援(周知・広報をはじめとする各種協力)、特設サイトでの連携を名古屋市と連携し進行する予定。

この協定により、こどもの生活を豊かにすると共に、まちの飲食店様にとっても経済の活性化が目標。協定式以降、協定式会場である大須商店街を中心に名古屋市全体での展開を予定。

■ クラウドファンディングの実施

子どもの貧困を解決するため全国で急増する”子ども食堂”の課題解決を行うため、子どもたちの食事代と体験学習を兼ね備えた「子ども食堂イベント」の開催支援を目的とするクラウドファンディングプロジェクトが、支援総額 7,338,000 円、達成率 224%にて支援を集め 2 月 26 日に終了。

アンバサダーや協賛店舗のご支援により、「こどもごちめし」登録者に実際に体験していただけるイベントを伴う子ども食堂イベントの実施を、年度を跨いだ 2024 年の春から夏にかけて開催予定。

■ その他

多数の講演会や、ゲストスピーチ、配信登壇を実施。（述べ聴講者数およそ 2000 名）

シングルマザーや女性の社会進出を支援する団体やコミュニティーの講演会に参加し、利用者／支援者ともに認知向上に努める。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事 業 内 容	実施 日時	実施 場所	従事者 の人数	受益対象者 の範囲及び 人数	事業費の 金額(千円)
①こども向けサービス（飲食支援・体験支援・学習支援等）の開催事業	飲食店を活用したこども食堂の開催	6 月 2 日～2 月 29 日	日本国内の協力飲食店多数	13 名	全国の中中学生以下のこども及びその保護者 2069 名	12,432

①こども向けサービス（飲食支援・体験支援・学習支援等）の開催事業	渋谷区を本拠地とするバスケットチーム「サンロッカーズ渋谷」と選手達とフリースロー体験など子どもたちと体験イベントの共催。 食事提供数：22	7月30日	ナショナル麻布（東京のインターナショナルスーパーマーケット）	2名	東京都及びその近郊に住む中学生以下のこども及びその保護者 42名	15
①こども向けサービス（飲食支援・体験支援・学習支援等）の開催事業	福岡にてこどもごちめしイベント 福岡の人気ピザレストラン「ピザレボ」と福岡にて共催。 キッチンカーにて3000ピースのピザを、こどもごちめしを通じて配布） ピザレボ薬院店で使える「1,000円分」の「こどもごちめし」お食事券を183枚配布。	11月19日	岩田屋（福岡の大型百貨店）	5名	福岡市及びその近郊に住む中学生以下のこども及びその保護者 3000名以上	183
①こども向けサービス（飲食支援・体験支援・学習支援等）の開催事業	新宿クリアソンとイベント共催。 新宿区を本拠地とするサッカーチーム「新宿クリアソン」と「しんじゅくこどもまつり」をはじめとしたイベント共催及びキッチンカーによる食事の提供 全国で使える「1,000円分」の「こどもごちめし」お食事券を71枚配布。	12月23日	新宿区立新宿中央公園	3名	東京都及びその近郊に住む中学生以下のこども及びその保護者 363名	71
②こども向けサービス（飲食支援・体験支援・学習支援等）の開催に関する企業・団体・個人等	①にまとめて記載	↑	↑	↑	↑	↑

との協働事業						
③こども向けサービス（飲食支援・体験支援・学習支援等）の支援に関する企業・団体・個人等との協働事業	①にまとめて記載	↑	↑	↑	↑	↑
④子ども向け教育の企画・立案・運営、及びそれらに関するコンサルティング事業	実施なし					
⑤子ども向け体験型イベントの企画・立案・運営、及びそれらに関するコンサルティング事業	実施なし					
⑥地域コミュニティの構築及び支援事業	実施なし					
⑦その他この法人の目的を達成するために必要な事業	実施なし					

(2) その他の事業

実施なし